平成２４年（フ）第１９１号
滋賀県彦根市八坂町1956番地５　県営八坂団地１棟111号
債務者　小山　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４８号
福岡県久留米市高良内町2347番地376、旧住所長崎県長崎市ダイヤランド２丁目15番10号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５８号
相模原市南区相模台２丁目１番９号　ラーク相模台201
債務者　田中久美子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５９号
静岡県三島市中247番地の５　グランデュオ北村Ａ―301
債務者　呉本正明こと　呉　　正明
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
北海道空知郡上砂川町字鶉74番地14
債務者　澁谷美代子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道芦別市北７条西３丁目１番地　みずほ団地63号
債務者　川上由美子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
北海道滝川市黄金町東３丁目１番33号パラッツオエテルノＤ102号室
債務者　齊藤　英隆
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
岐阜県恵那市大井町2697番地12
債務者　可知　和幸
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４６号
静岡県富士宮市大岩836番地の３　コンフォール広町101、前住所静岡県熱海市青葉町12番６号　マシガーナ二番館101
債務者　中川　昌美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第４９号
静岡県富士市天間1494番地の33
債務者　竹内千枝子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３９号
北海道勇払郡安平町遠浅703番地84
債務者　南　　正崇（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３８号
茨城県つくば市高野台３丁目12番地26　ベルコーポ102号
債務者　山中　利吉
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
茨城県つくば市高野台３丁目12番地26　ベルコーポ102号
債務者　山中　久子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
山梨県甲府市川田町358番地
債務者　畑中　裕美
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
長野県松本市大字笹賀5678番地３　雇用促進住宅１―108
債務者　大目　雅章
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４１１号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋５丁目49番地、申立時の住所岐阜市切通５丁目１番４号
債務者　川崎　将也
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７０号
岐阜市早田本町４丁目41番地１　ウエストアベニュー201号室
債務者　藏前　尚美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岐阜地方裁判所